

## 法務省人定訓第 1 号

本省局部課長  
所管各庁の長

法務省定員規則（平成 13 年法務省令第 16 号）第 2 条の規定に基づき、法務省定員細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 31 年 3 月 29 日

法務大臣 山下 貴 司  
(公印省略)

## 法務省定員細則の一部を改正する訓令

法務省定員細則（平成 13 年法務省人定訓第 80 号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

第 1 項の表を次のように改める。

区		分	定 員	備 考
本省	内部部局	大臣官房	392人	1 事務次官1人及び秘書官1人を含む。 2 うち、59人は、司法法制部の定員とし、司法法制部の定員のうち、6人は、国立国会図書館支部法務図書館の定員とする。
		民事局	94人	
		刑事局	60人	

	矯正局	78人	
	保護局	41人	
	人権擁護局	24人	
	訟務局	82人	
	小計	771人	
施設等 機関	法務総合研究所	84人	
	矯正研修所	79人	うち、24人は、 支所の定員とする。
	刑務所， 少年刑務所 及び拘置所	19,657人	
	少年院	2,428人	
	少年鑑別所	1,178人	
	婦人補導院	2人	
	小計	23,428人	
	地方支 分部局	法務局及び 地方法務局	8,894人
矯正管区		269人	
地方更生 保護委員会		299人	
保護観察所		1,544人	
小計		11,006人	

	検 察 庁		11,860人	
	本 省 計		47,065人	
出入国 在 留 管理庁	内部部局		88人	長官1人, 次長1人, 審議官2人及び参事官1人を含む。
		出入国管理部	48人	
		在留管理支援部	75人	
		小 計	211人	
	施設等 機 関	入国者収容所	214人	
	地方支 分部局	地方出入国 在留管理局	5,007人	
	出入国在留管理庁計		5,432人	
公安 審査 委員会	内部部局	事務局	4人	
公安 調査庁	内部部局	総 務 部	81人	長官1人及び次長1人を含む。
		調 査 第 一 部	122人	
		調 査 第 二 部	167人	
		小 計	370人	
	施設等 機 関	公安調査庁 研 修 所	8人	

	地方支 分部局	公安調査局	1, 272人	
	公安調査庁計		1, 650人	
法務省合計			54, 151人	

第2項中「, 各入国者収容所」及び「, 各地方入国管理局」を削り, 第3項を第4項とし, 第2項の次に次の1項を加える。

- 3 各入国者収容所及び各地方出入国在留管理局別の定員は, 第1項に定める当該定員の範囲内において, 出入国在留管理庁長官が別に定める。

#### 附 則

- この訓令は, 平成31年4月1日から施行する。
- この訓令による改正後の法務省定員細則第1項の規定にかかわらず, 次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は, 同表の期間の欄に掲げる期間においては, それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区 分	期 間	定 員
少年鑑別所	平成31年9月30日までの間	1, 183人
法務局及び 地方法務局	平成31年9月30日までの間	8, 903人
検 察 庁	平成31年12月31日までの間	11, 873人